

平成 23 年 4 月 22 日
環境省廃棄物対策課

関係都道府県・政令市廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いについて、諸経費、事務費
に関し、別添のとおり調整を進めているところですので、お知らせします。

平成 23 年 4 月 22 日

東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象の拡充 (諸経費、事務費) について

1. 現行制度

現行制度では、災害廃棄物処理事業において、ごみ処理事業に係る諸経費、ごみ処理事業に直接必要な事務に要する経費は補助対象とされていない。

2. 補助対象の拡充について

(1) ごみ処理事業に係る諸経費

諸経費については、阪神・淡路大震災時は、ごみ処理事業のうち、解体工事に係る諸経費にのみ限って補助対象とされた。

しかしながら、今回の東日本大震災においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これを迅速かつ円滑に収集・運搬及び処分するためには、大量の重機、機械設備及び人手を用いた極めて大規模な事業を行うこととなる。このような大規模な事業を的確に実施していくためには、施工業者において、大量の重機や機械設備の移動・設置撤去及び現場整地等に要する諸経費（共通仮設費）が必要となるほか、これらの大量の重機や機械設備及び人手の管理・運営に要する諸経費（一般管理費）等が必要となる。

以上より、今回の東日本大震災における災害廃棄物処理事業においては、解体工事のみに限らず、ごみ処理事業全体について、諸経費を補助対象とする方向で調整を進めている。

(2) ごみ処理事業に直接必要な事務に要する経費

事務費については、阪神・淡路大震災時は、ごみ処理事業のうち解体工事を行うのに直接必要な事務に要する経費のみに限って補助対象とされた。

しかしながら、上述のとおり、今回の東日本大震災においては極めて大規模なごみ処理事業を実施する必要があるため、事業主体（市町村又は県）には、計画的かつ的確な事業実施が求められるところ、このような事業実施のためには、事業主体において、災害廃棄物処理にかかる現場調査、分析試験、測量、推計、計画策定、事業設計、事業施工監理等の膨大な事務を行うことが必要となる。

したがって、今回の東日本大震災における災害廃棄物処理事業においては、解体工事のみに限らず、ごみ処理事業全体について、事務費を補助対象とする方向で調整を進めている。